

イギリスからみた日本の満州支配 (2・完)

戦間期外交報告 (Annual Report) を中心に

梶 居 佳 広

はじめに

- ・ イギリスと満州の関係概略
- ・ 「特殊権益」・「奉天政権」との関係 1920年代の報告
- ・ 満州事変から盧溝橋事件へ 1931～37年の報告 (以下、本号)
- ・ 日中全面戦争下の「満州国」 1937年以降の報告

おわりに

・ 満州事変から盧溝橋事件へ 1931～37年の報告

1931年9月18日、奉天郊外の柳条湖で満鉄（南満州鉄道株式会社）の鉄道線路が何者かによって爆破される事件が発生。これを機に関東軍 周知のように、この鉄道爆破を仕組んだのはほかならぬ関東軍であるが、中国側が「破壊工作」をおこなったとしてただちに中国軍を攻撃し、満州での軍事行動を開始した。関東軍の軍事行動は、中国側（南京の国民政府並びに張学良率いる「奉天政権」）が国際連盟による事態収拾を期待して「不抵抗政策」をとったこともあって瞬く間に満州全域に拡大し、翌32年1月までには熱河省を除くほぼ満州の主要地域を軍事占領下に置いた。そして3月に清王朝最後の皇帝溥儀（宣統帝）を「執政」とする「満州国」を建国するに至る。「満州国」はその建国宣言において「王道主義」「民族協和」といった理想主義的な理念を掲げていたが、いわゆる「内面指導」や高官人事の面からも明らかなように、事実上日本側が「国家」運営の主導権を握っていた。

さて以上のような満州情勢の急展開をイギリス（政府）はどうみていたかを検討するのがここでの課題であるが、満州事変勃発から日本の国際連盟脱退に至る「外交交渉」、また「イギリスは日本の満州での行動にどのような方策を取るべきか」についてのイギリス外交当局や政府内での議論は、はじめに触れたように既に数多くの先行研究（臼井勝美、クリストファー・ソーン両氏など）が存在している¹⁾。従って、ここではもっぱら満州情勢や日本の満州支配を現地駐在領事を中心としたイギリス外交官がどう観察していたかを中心に検討する。差し当たり、1934年に奉天総領事が日本の領事経験者（Japan Service）から選ばれ、またこれまで「関東州」と「中国」（それに「日本」）の各年次報告で扱われていた満州問題が「満州国」に関する年次報告書に「一本化」されたことに着目し、1934年以前と以後とで時期区分をしつつ整理することにしたい。

(1) 前期（1931～33年）

柳条湖事件直後の報告：「特殊権益」と関東軍の軍事行動

柳条湖事件が発生した9月18日以降、現地（奉天、大連、ハルビン）駐在のイギリス領事は直ちに事件の概要とその後の関東軍の動向に関する報告を東京、北京（北平）の大使館・公使館に送っている。

このうち、大連副領事のデニング（M. E. Denning）は事件翌日の19日に東京大使館へ極秘書簡を送り、確たる証拠は持っていないが今回の事件は朝鮮での閔妃殺害や張作霖爆殺と同様、日本の軍部による計画的陰謀と推測しているのに対し²⁾、事件現場近くに駐在のイーステス（A. E. Eastes）奉天総領事は21日、主に日本総領事館から情報を受けた上で事件の概要報告を行っているが、全体に「中国から攻撃を受けたための自衛」とする日本側の主張に一定の理解を示している。ただしイーステスも、今回の爆破を関東軍が中国に対し正式に戦争開始の理由とするには根拠が弱く、事件以降の関東軍の行動は度を超しているとみており、9月下旬までには日本の主張する開戦理由はもちろん、爆破事件についての日本の説明

にも疑念を抱くに至っている³⁾。

こうした現地領事報告も受けリンドレー (F. Lindley) 駐日大使とランプソン (M. E. Lampson) 駐華公使が本国外務省に数多くの報告を行っている。両者の報告は彼らの置かれた立場を反映した内容、すなわち国民政府との関係を重視し中国に同情的なランプソンに対しリンドレーは日本の行動に一定の理解を示す報告を送っていたことは前述の先行研究でも指摘されているが、ここで注目すべきは前章で検討した日本の満州における「特殊権益」をどう考えているかであろう。この点、リンドレーは9月20日付報告において、条約で決められた諸権利の中にその根拠を有する日本の満州での権益に対し、中国側がその権益を打破すべく一貫して挑発行為を行ってきたことを指摘し、日本の今回の行動は中国におけるイギリスの権益の保持にも良い影響をもたらすと主張するのに対し⁴⁾、ランプソンは10月中旬の報告で日本の攻撃とそれに対する中国の反発、そして事件への国際的反応が小さいため中国政府がソ連に接近することへの懸念は示しているが、日本の「特殊権益」の是非については触れていないのである⁵⁾。

この点イギリス外務省はどうであったか。10月に満州に関する外務省覚書(作成者チャールズ Mr. Charles)が作成されているが、そこでは満州について、中国・ロシア・日本の三国が関係を持ち勢力が交差する、いわばヨーロッパにおけるベルギーのような地理的位置にある地としたうえで、19世紀以降の満州の歴史並びに現状を日本・中国・ソ連の三角関係(the Manchurian Triangle)の視点から概観している。そして今回の事件の原因となった満州での日本と中国の対立について「関東州並びに満鉄付属地での日本の統治」が大きな問題であるとして、主に条約上の問題点、特に「21カ条の要求」の中の「南満州及び東蒙古に関する条約」をめぐる問題を指摘するが、満州における日本の特殊権益については事実整理が中心であり権益保持の是非について踏み込んだ見解は示されていない。

ただし「特に中国側が抱く不満の種」という領事館警察の活動については若干コメントを含め記述している。すなわち、中国側は中国領内で日本

の警察が活動するのは明確な主権侵害にあたる主張するが、確かに法的には満州内に領事館警察が駐在できるという明確な日中間の条約上の取り決めは無く、また領事裁判権から派生した一般的な治外法権の一つとする日本側の主張も疑わしいとみる。しかし「日本帝国臣民」である朝鮮人の満州移住とそれに伴う中国人との衝突の続発（ここでも「南満州及び東蒙古に関する条約」の解釈が問題となる）や利権回収をめざす中国人と現地在留日本人との険悪な関係など現状を考えると日本のいう特権の保持はやむを得ない面もあると示唆している⁶⁾。

また前章でも登場したウェルズリー（V. Wellesley）外務事務次官補は、リンドレーと同様に満州における「権益」への中国の挑発姿勢を問題視し、日本との友好関係を優先すべきとの主張を展開しているが、柳条湖事件以降の関東軍の軍事行動（特に10月の錦州攻撃などにみられる作戦拡大以降）については、さすがに「度を越した」行為であり、明らかに中国への侵略であるとして、サイモン（J. Simon）外相らの主張する国際連盟を通じ日本の「暴走」を抑制するという主張が有力となっていった⁷⁾。

以上のように、イギリス外交当局は対日宥和に力点を置くか、国民政府との関係を重視すべきかで意見の相違が見られるものの、関東軍による満州での軍事活動拡大に反対する姿勢では大体一致していた。しかし日本の満州での特殊権益については、むしろ中国側の行動に批判的であって、事実上日本の権益を容認する姿勢をとっていたといえよう。

なおこの年（1931年）の関東州並びに中国の「年次報告書」は次のように整理している。まず「関東州」報告（デニング作成）は、「奉天政権」と国民政府との間の接近、実質的統合の動きにより、長年かかって築いてきた満州における様々な「特権」が奪われそうになり、また現実に満州における日本側が持つ不満が中国側に無視、或いはかえって批判されるようになったことが日本の軍事活動の引き金になったとする。そして、(1) 関東軍の軍事活動は短期間で満州主要部を押さえたが、かなりの地域がかつてない無秩序状態になっているのも事実であり、また現地中国人の反応も

日本の行動を歓迎していないようである(ちなみに、大連は中国人の大連退避の動き、日本側のデモ行進がみられるものの一応平穏であるとする)。(2) 関東軍をはじめとする日本当局は、満州に「かいらい政権(the puppet Government)」を樹立しようとし、そのため自らの行動を次々と「既成事実化(“*Fait accompli*”)」しているが、なぜ満州を自由裁量する権利を得たいのか(疑問である)。日本の手によって満州の交易や産業発展が進んだことや、中国人よりも日本人の方が関東州をうまく統治できたことは確かであるが、例えば満州経営には日本以外の諸外国からの資本・原料の提供が不可欠である。(3) ソヴィエト・ロシアが今回の満州危機に対し事態に巻き込まれないよう受動的態度を取っているため満州において国際的な危機的状況が発生することは今のところないが、今回の事態を機に日本の軍部が極東、或いは世界全体の平和にとって危険分子になる(かもしれない)とまとめている⁸⁾。(なお「日本」年次報告は「関東州」報告をほぼ準拠した内容である)。

一方「中国」報告書では、(1) (「関東州」報告と同様) 満州が中国大陸に「同化」する方向に向かうことへの危機感の他、(2) 経済活動で日本商人が中国系商人に押されるようになったことや(3) 数年来の経済恐慌による社会不安が関東軍の軍事行動開始の要因になったとするが、全体に(年次報告も認めているように) 情報不足のため、柳条湖事件以降日本がほぼ満州主要部を制圧したという関東軍の軍事行動に関する事実経過を紹介するに止まっており、また中国の一般民衆の動きもほとんど紹介がない⁹⁾。

「満州国」建国後

事実上関東軍により1932年3月建国された「満州国」は翌年執政の溥儀が皇帝に即位。また前年9月に日本政府は「日満議定書」を締結し「満州国」を承認した。これに対しイギリスは国民政府との関係も考慮しつつ国際連盟による解決を模索したが、1932年10月に国際連盟はいわゆる「リットン調査団(32年3月から満州問題を調査していた)」の報告書を公表し、翌33年2月リットン報告を基調とする決議を採択。この決議に反対した日

本は国際連盟を脱退することになる。

さて「建国」された「満州国」並びに満州情勢全般について、「関東州（32年オースチン R. McP. Austin, 33年デニングの作成）」、「中国（奉天・ハルピンからの情報を受けイングラム E. M. B. Ingram の作成）」両報告書は共に「建国」とその後の出来事を紹介するが、「中国」報告は（33年報告はともかく）情報不足のため、また報告の中でのスペースが限られているためか、関東軍の活動や「満州国」建国の概要、各地に発生する匪賊の動向の素描が中心であるのに対し、「関東州」報告はより細かく状況紹介を行っている。以下、幾つか目立った項目ごとに見てみる（なお満州をめぐる外交交渉に関する記事は「日本」年次報告がなぜか32年報告のみ満州の一般状況も含め細かく紹介しているがここでは割愛する）。

まず「満州国」建国とその実態については、建国と帝政移行までの軌跡、「満州国」の行政組織（日本や中華民国＝国民政府のそれをモデルにしたものであるとしている）を紹介するが、各報告とも、「高官」を占める中国人は実権を持たず日本人が「満州国」の統治者であるとみなしている。この点「中国」報告は、明確に満州は中国から分離し日本の「保護国（protectorate）」になったとみる¹⁰⁾。一方「日本」32年報告は「満州国」をイギリス・クロマー（L. Cromer）統治下のエジプトと類似の体制とし、この体制を中国の主権下に据えることが解決案となるとしている¹¹⁾。ただ「日本」の中で誰が満州支配の実権を握っているかについては各報告とも関心があるようで、「中国」報告は満州をめぐる文民当局（civilian authorities）と関東軍の関係について[32年報告¹²⁾]、また「関東州」報告では同じ日本人でも軍関係者、外務省の関係者、「満州国」に務める者とは微妙に「待遇」が違ふとか、満州支配のありようをめぐる関東軍、外務省、関東州当局間でお互い主導権確保のための議論を展開していることを紹介している[32, 33年報告¹³⁾]。そして33年「関東州」報告は「満州国」の実権を掌握しているのは関東軍を中心とした陸軍であるとし、その上で満州並びに周辺地域（モンゴル、中国華北）における陸軍の政策を

簡単に整理しており、「特務機関 (the Special Service)」による満州での秘密活動や熱河 (Jehol) 攻撃 英米ら列強は中国関内に隣接するこの作戦に特に反発していたが、さらに塘沽協定 (1933年) に至るまでの万里の長城への進撃や周辺地域をうかがう姿勢 (例えば日本が勢力を扶植していたとする内・外モンゴルは「満州国」の勢力下に入る可能性がある) と報告はみている) について、活動の背後に何があるかはわからないと警戒しつつ紹介している¹⁴⁾。

次に日本の満州掌握並びに治安については、1932年段階では「カオス (Chaos)」といわれる [「関東州」報告¹⁵⁾] ほど満州、特に関東軍の影響が及んでない地域では、かつてない混乱状態 具体的には、関東軍進駐に伴う混乱、現存の体制を根こそぎ倒そうとする動き、それに「侵略者」を追い払おうとする旧体制側の攪乱行動 となっており、結果イギリス人を含む外国人が満州各地で関東軍 (ないし武装警官 armed force) 或いは中国側に襲われ、満州を經由した国際旅行も支障を来すようになったとする。匪賊 (Banditry) の活動も鉄道敷設地で活発になったが、関東軍の軍事活動の進展のため徐々に「カオス」は沈静化に向かったという。翌33年になると、依然としてハルビン総領事館「管轄」である北満州を中心に散発的な匪賊の活動や治安の悪化が見られるものの相対的には状況改善がみられるとし、その上で「満州国」= 日本側は (後述する中東鉄道を除いた) 鉄道を中心とする運輸・通信施設を掌握し、さらに統制を強めようとしていると指摘している [「関東州」報告¹⁶⁾]

第三に満州の経済活動並びに外国利権については、統計資料が乏しいため、特に「中国」報告では詳しい解説はない (「関東州」報告でも、基本的に大連における経済状況が中心である)。ただ、満州の情勢が落ち着きを見せると、日本から資本や移民が目立って増加するようになるが、他方満州に進出していた欧米資本は事変によって打撃を受け、一部は満州から撤退するものもあるとしている¹⁷⁾。利権については1932年満州における海關接収が比較的大きく取り上げられているが、事実紹介が中心であり、ま

た前に触れたようにイギリスはこの問題には「宥和政策」を取ったためか、年次報告でも「実力による接收」への強い非難はあがっていない（ただ大連では職員への「満州国」への「裏切り」によって、それ以外は「満州国」の実力により「接收」を行わせることで「接收」についての「責任」を回避し、その後の「交渉」を避け続けたという日本政府の姿勢には批判的である¹⁸⁾）。それ以上にイギリスを心配させたのは満州の経済運営、とりわけ「門戸開放」が「満州国」建国以降も維持されるかについてである。この点「関東州」報告は、1932年「満州国」は「対外方針に関する声明」を発表し外国人の保護や中華民国の下で結んだ条約の引き継ぎ・尊重を強調しているが、そもそも日本は資源や通商上の利権を確実に獲得するため満州を占領したのであるから満州の「門戸開放」には積極的でない。実際日本と満州を経済的に緊密に結合する「円ブロック」が形成されつつあるが、他方で満州を完全に「独占」するのは諸外国との摩擦が予想されるため、この問題にあまり深入りしないようであるとみている¹⁹⁾。

最後にソ連との関係、特に中東鉄道問題についてであるが、これは以前（31年）の「関東州」報告と同様、日本側に問題があるとする。すなわち、ソヴィエト側が極力日本の刺激になるのを避け、中東鉄道並びに鉄道敷設地でも目立った動きを見せないのに対し、関東軍は日本側の敵意を高めるためかソヴィエトの「不法行為」なるものを宣伝し、また実際に北満州でも挑発的姿勢　例えば、中東鉄道職員の検挙　を示す一方、小磯将軍〔国昭・関東軍参謀長〕はソヴィエト・ロシアへの友好姿勢を表明するなど、「ソヴィエトに対する政策は関東軍の政策の中でも最も不可解なもの」とする。こうした中で「関東州」報告では、形式上中国から独立した国家である「満州国」とソ連との間で中東鉄道の売却交渉が始まった事実を紹介しており、ここでもソ連側の融和姿勢が強調されるが、「満州国」（というより関東軍）とソヴィエトの関係が今後どうなるかは不確定要素が多すぎて予測できないとしている²⁰⁾。

この時期のまとめとして、33年「関東州」報告でのデニングの見解を簡

単に整理することにする。デニングによると、事変以前から日本は満州において高層建築や産業の発展、教育といった諸活動を精力的に行っており、ここ数年の間の満州の発展に日本が大きく寄与したのは疑いようのない事実である。だが、「満州国」を建設した現状が「楽園 = 王道楽土 (the paradise)」であるとは到底いえないとして、「満州が」「王道楽土」になるかどうかは今後の動向次第とする。またそのためにも現在のところ低水準に止まっている満州への欧米資本の参入についても、参入にはいろいろ障害なり問題が浮上することが予想されるとは言え、日本側の今後の姿勢に期待を示しつつ報告を締めくくっている²¹⁾。

デニングは1927年以来断続的に大連副領事を務めていたが、日本の満州経営、特に満鉄による経済建設を高く評価しており、日本の満州での「特殊権益」も否定はしなかった。他方で「特殊権益」に対する中国の反発も考慮すべきとし、今回の関東軍の軍事行動には批判的であった。ただし軍事活動が満州に限られイギリス資本が満州に参入できるのであれば、日本の支配を必ずしも否定はしないという姿勢も示していたといえよう。

さて、全体にこの時期の「関東州」「中国」報告は内容的に重複する所が多い上、どちらもイギリスの目指す「勢力均衡」や利権確保を中心にみており、日本の満州支配の実態や現地中国人の動向は以前の報告と同様十分紹介されていない。また繰り返しになるが「満州国」にある奉天やハルビンの情報を受け作成された「中国」報告より、日本の租借地大連で作成された「関東州」報告の方がより詳細な内容となっている。とはいえ、「関東州」報告もデニングが断っているように、「関東州」に関する年次報告の中で、満州全土の情勢について十分紹介することは困難な作業であった。こうした事情ゆえ、満州を対象としたイギリスは「満州国」を未承認のため、「中国」報告から満州を分離する形をとった別個の年次報告を作成させる案が1934年1月イギリス外務省から出され²²⁾、結果その年から「満州国」に関する年次報告が作成されることとなる。

(2) 後 期（1934～36 / 37年）

1934年3月、奉天、ハルビン総領事館に日本の領事経験者が就くこととなり、イギリスにとって満州での拠点といえる奉天総領事にはバトラー（P. D. Butler）が就任した。バトラーはそれまで東京ないし「植民地」に勤務することが多かったが、1920年代には台湾・淡水領事を務め、台湾が日本の支配によって大陸から切り離されたがため、混乱した大陸とは異なって相対的に裕福となり、大陸との間に経済・社会的「格差」が生じたことを年次報告などで指摘していた人物である。そして1934年からの数年間 この期間は日中関係、或いは中国を介した日英関係においても重要な期間とされるが²³⁾ の年次報告はこのバトラーを中心に作成されることとなる（ただし1936年はバトラーが半年の休暇をとったので、戦後駐日大使となるモーランド O. C. Morland 臨時総領事が担当）。なおバトラーによると、過去の報告や確かな統計・公的資料の少なさや日本との関係の不明確さ、それに様々な出来事が頻繁に起こるため満州に関する年次報告の作成は手間がかかったとし、また未承認国の中に領事館をかまえ、その国の役人と接触することはかなり変な話であるとも述べている²⁴⁾。

さて「満州国」に関する年次報告について、全体の特徴を列挙してみると、まず当然ではあるが、それまでの報告より分量が著しく増加し、教育、宗教、農業、工業など以前はほとんど分析されなかった分野についても網羅的ながら紹介がされている（表7参照）。同様にページ数も飛躍的に増えているが、1934、35年と36年以降とでは分量が異なる、というか1935年を「頂点」に年々報告の分量が減少する傾向が認められる。これは経済面（36年以降）や中国関係（38年以降）の記事が大幅に減ったためである（なお、朝鮮や台湾、関東州の年次報告書は大体10～15頁、一方日本や中国の年次報告書は50～100頁であった）。ここでは大きく3つのポイントに絞ってそれぞれ報告内容を検討する。

「満州国」国内全般の状況

まず「満州国」の実態については、これまでの報告と同様、日本の力な

[表7]「満州国」年次報告書の構成内容(目次)

	1934年	1935年	1936年
1	導入部	導入部	導入部
2	満州帝国の創設	皇帝	日本の「満州国」政策
3	日本の「満州国」政策	日本の「満州国」政策	関東軍の位置
4	関東軍	関東軍の政策	中国北部
5	モンゴル政策	中国北部	モンゴル
6	国内政治情勢	モンゴル	国内政治情勢
7	対外関係	国内政治情勢	対外関係
8	門戸開放政策	対外関係	治外法権
9	安東の状況	治外法権	反外国人活動
10	軍事情勢	反外国人活動	イギリスの利害
11	航空	門戸開放政策	陸海軍
12	アヘンと麻薬売買	その他イギリスの利害	航空
13	プロバガンダ	陸海軍情勢	法令
14	移民と土地政策	航空	出版物とプロバガンダ
15	資本	法令	教育と宗教
16	教育と宗教	プロバガンダ	健康と衛生
17	土地問題	教育と宗教	アヘンと麻薬売買
18	クレーム	健康と衛生	密貿易
19	密貿易	アヘンと麻薬売買	コミュニケーション
20	満州国の経済開発	密貿易	土地問題
21	財政	経済・産業開発	ジョージ5世の死
22	コミュニケーション	財政	条約リスト
23	農業	コミュニケーション	[関東州年次報告]
24	鉱業	農業	合計40ページ
25	関税改訂	鉱業	
26	課税	課税	
27	通商	関税	
28	名士	商標と特許	
29	[南満州鉄道]	外国貿易	
30	[関東州年次報告]	人口と移民	
31	合計63ページ	資本	
32		土地問題	
33		クレーム	
34		即位25周年祝賀	

イギリスからみた日本の満州支配（2・完）（梶居）

35		条約リスト	
36		中国人名士	
37		日本人名士	
38		[関東州年次報告] 合計61ページ	
	1937年	1938年	1939年
1	導入部	導入部	導入部
2	日本の「満州国」政策	「満州国」の統治	人事異動
3	関東軍の位置	対外防衛	役人の腐敗
4	中国北部との関係	国内防衛	軍事情勢
5	モンゴル	対外関係	ソ連国境でのトラブル
6	国内政治情勢	民族の同化	ノモンハン事件
7	皇帝家族	日本人の移入	モンゴルでのプロパガンダ
8	対外関係	教育	匪賊
9	治外法権	宗教	中国人民衆の態度
10	イギリスの利害	国家財政	反イギリス運動
11	反外国人活動	条約リスト	対外関係
12	陸海軍	[関東州年次報告]	戦時の領事の活動
13	航空	合計20ページ	宣教師団体の困難
14	法令		イギリス臣民の逮捕
15	出版物とプロパガンダ		法令
16	教育と宗教		イギリスの利害
17	公衆衛生		土地
18	アヘンと麻薬貿易		アヘンと麻薬
19	関税		教育
20	商標		協和会の活動
21	人口と移住		村落統治
22	土地		移民
23	国王・女王		北部地方の開発
24	条約リスト		農業
25	[関東州年次報告]		交通
26	合計32ページ		港湾建設
27			予算
28			[関東州年次報告] 合計18ページ

しに中国から独立した国家でないとする点で一貫している。ただ1934年段階では「満州国」が「健全な独立国家」となるか、朝鮮のように保護国をへて植民地のようになるかはまだ見極めがつかないとしているが²⁵⁾、その後は「日本の支持をうけた保護国」との見方を示しており、また満州に住む中国人も「独立」はフィクションに過ぎず「満州国」は日本の植民地のようなものとみなしていると指摘する²⁶⁾。形式上最高権力者である「満州国皇帝(溥儀)」は「日本の天皇とは異なり何ら実権を有しない存在」として、年次報告では一応皇帝として独立した項目で紹介されるが、それ以上の紹介や分析の対象にはならない。皇帝に仕える中国人高官についても(人事異動があれば報告で紹介するが)同様である²⁷⁾。

次に「満州国」側が自賛する「民族平等」的な理念や政策について。「満州国」の統治理念である「王道(Wangtao, “Kingly Way”)」なお報告では「王道」以外の統治理念、例えば「民族協和」の紹介はない。に関しては、そもそも「王道」は満州事変前は一般に普及した言葉でなく、そのためか定義には冗長な説明があり、主権者(the Sovereign)には「天の意志(the Will of Heaven)」に則った統治を、臣民には服従を求めるというが今一つわからない。「王道」は日本語と共に重要事項として「満州国」の教育カリキュラムに組み入れられ、儒教(Confucian)の理念というか「国家宗教(State religion)」の一つとして教えられることになるが、ここでもその内容は曖昧なものであるという。このためバトラーは「王道」とはただ単に現在の「満州国」統治者にとって最も便利な教義にすぎないものとみなしている²⁸⁾。

また建国当初から課題とされ1936, 37年の二回に分け実施された(日本が満州で有する特権の一つである)「治外法権」撤廃については、それ自体は「独立国家」が当然持っている権利の獲得であり、この点に関し「満州国」は、日本や欧米諸国が特権として持つ治外法権が未だ撤廃されていない中国より進んでいるといえるが、「満州国」は日本の属国であるという現実から考えると、撤廃はむしろ満州在留の日本人の希望によってなさ

れたとみる方が自然であるとする。すなわち、治外法権撤廃により、日本人は名実ともに「内地開放」となった満州をこれまで以上に居住、旅行、商取引することができ、日本と満州の間の司法システムの差異が段階的に解消されたことは、日本の満州支配にとっても都合よく「進歩」と考えたからと指摘している [36, 37年報告²⁹⁾]

結局、バトラーらは世に宣伝された「満州国」のタテマエは絵空事ないし日本にのみ都合のよいものにすぎず、国家運営の実権は日本が掌握しているとみなしているが、「日本」の中でも関東軍こそが「満州国」の主導権を握っている点を強調する。バトラーによると、既に関東軍司令官が満州駐在大使と関東長官を兼任する体制（「三位一体」“triple unit”）ができていたが、1934年陸軍はさらに権限強化の提案を行った。これに対し日本本国の関係官庁（外務省、拓務省）や枢密院、在満日本人は反対したが押し切られた。結果、関東軍は従来の権限に加え、(1) 満鉄や電気通信事業、それに関東州や鉄道付属地も監督下におくことで満州における他の勢力（満鉄、関東州など）を解体ないし権限削減に追い込み、(2) また本国に内閣総理大臣管轄の対満事務局が設置され、この事務局を陸軍が押さえることで、満州問題に関して拓務省や日本本国の政党勢力を締め出し、「満州国」において揺るぎない地位を獲得したとする [34年報告³⁰⁾]。さらに「日本（本国）は満州に関する国家政策をもちあわせていない」こと付け込むことで、関東軍は本国からも「独立」して満州を牛耳ろうとし [35, 36年報告³¹⁾]、そのため本国ともある種の緊張状態。例えば「日本本国にクローマーやミルナー [1854～1925年、ケープ植民地総督、陸相、植民相を歴任] のような人材が得られたとしても、彼らは（関東）軍のヘゲモニー下で不名誉な地位につきたくないから満州に派遣されることはない [34年報告³²⁾]」にあるとみている。

しかしバトラーらは、関東軍の態度並びに彼らに牛耳られた国家の運営については批判的である。すなわち「軍の「満州人（Manchurians）」並びに日本の民間人への態度は極めて横柄であり、そのため前者からは恐れ

られ、後者からは嫌われて」いる。「満州国」の日本人高官は有能であるがユーモアのセンスを欠き、「帝国の建設者（Empire builders）」になり得る者は一人もない」うえ、早くも腐敗のうわさが広まっている。また満州「建設」には多額の投資が必要であるが、それを阻害するかのようには華北や周辺地域への「膨張」工作のため必要とされる軍事予算が年々つぎ込まれていると指摘する〔34～36年報告³³⁾〕。

このため「満州国」に務める中国人役人（や知識人）は、少数の日本のプロパガンダ信奉者や日本留学組を除き旧体制にシンパシーを持ち、自分たちを思いのままに操ろうと「指導」する日本人顧問（“adviser”）や役人たちに反感を持ち続けている〔34～36年報告³⁴⁾〕。また教育を受けていない小作人が人口の90%を占める満州の一般住民は、飢えずに生き抜くことが第一で政府がどう変わろうと関心を持たないが、満州事変以降続く農業不況（穀物の不作や価格の下落）や匪賊の活動のため「満州国」に対してかなりの不平を持ち、36年になると（未就学のため）無知な彼らにも中国政府或いはソヴィエトからの支援を受けた秘密組織とのつながりが見られるようになったとする³⁵⁾（なお匪賊については、34年報告では依然国境地帯を中心に頻繁に出没することを強調されるが、35年以降は情報統制のためか活動報告の分量は減少している。しかし「共産主義匪賊（communist bandits）」という匪賊が満州東部に出没するようになったとも指摘し、関東軍の「討伐」による解決は程遠いとしている³⁶⁾）。

以上のように、バトラーらは全体に関東軍の「満州国」運営には問題が多いとみているが、満州の経済開発政策（交通・通信施設の整備、農業の育成、既存・新規産業の開発）やそのための日本の投資については、(1) 関東軍の軍事活動活発化や匪賊の活動による「妨害」や「遅れ」、(2) 関東軍御抱えの経済専門家と日本本国の企業家との間での満州のありようをめぐる対立、(3) イギリスとの関係でいえば「門戸開放」の問題があり、イギリスとしては手放しに評価できないが、少なくとも開発政策の進展によって1936年になると「満州国」は相対的に安定の方向に向かい、住民は

現体制への反感は持ちつつも現状を受容するようになったとみている³⁷⁾。

「満州国」とイギリスとの関係：「権益」・在留イギリス人問題

でも簡単に紹介したように、満州には小規模ながらイギリス資本が進出し、またイギリス系の宣教師も布教活動を続けていた。これらイギリス人の経済・文化活動と「満州国」の関係はどうであったか。

「経済」からみていくと、「満州国」の進める統制経済 すなわち、関東軍主導の「円ブロック」という日本との緊密な経済的結合、具体的には日満合同の特殊会社設立や重要産業の独占が進展していると年次報告はいう³⁸⁾ と「門戸開放」との摩擦が中心であり、アメリカやオランダを含む強硬な反対もものともせず年々統制が進行するようになる。

まず34、35年報告では石油専売問題を大きく取り上げている。すなわち早くからうわさになっていたが、「満州国」政府は34年2月「満州石油株式会社法」をもって満州石油会社設立と同社による満州での石油の専売方針を公表。イギリス並びにアメリカにはその方針を4月に示されたが両国は当然反発し、7月から「覚書」を提示するなどしばしば日本政府に抗議を行ったが日本側はこの問題は「満州国」と諸外国との問題であり日本は関知しないと突っぱね、11月「専売法」は公布（promulgation）された。公布直後、並びに35年4月の実施（enforcement）直後に英米両国は日本側（日本外務省、「満州国」担当者）に方針変更を迫ったが受け入れられず、結果、専売が実施されるとアジア（Asiatic Petroleum）、スタンダード（Standard Vacuum Oil）、テキサス（Texas Oil）各石油会社は満州から事業を撤退し、また満州石油会社への石油供給を拒否することを決めたとする³⁹⁾。

この間の交渉において、イギリスらは石油専売はワシントン条約中の9カ国条約第3条「門戸開放・機会均等」に違反する行為であると非難したのに対し、「満州国」（日本）側は、1932年3月発表の「対外方針に関する声明」は中華民国下で締結した条約や「門戸開放」尊重を謳っているが、「満州国」は中国から独立したため実際はこれらの条約と関わりをもって

いない。ゆえに「門戸開放」は「満州国」承認国のみに適すべきものと主張したという⁴⁰⁾。この説明にイギリス側は納得していない。そもそも「満州国」側が「門戸開放」を渋る現状でイギリス政府が「満州国」を承認する可能性はなかったといえる。が、「満州国」側の責任者が誰なのか不明確なこともあって協議を進めることは難しいとする⁴¹⁾。

さらに「満州国」のイギリス資本への「圧迫」は石油業に止まらないと報告はいう。このうち煙草については、英米煙草会社(British-American Tobacco Company)傘下の会社(奉天の the Chi Tung Company 並びにハルビンの the Lopato Company)が日本系企業(東亜煙草会社)との競争や煙草専売の噂によって年々経営が不透明になったため、1936年7月満州の法律(Manchurian law)の下での有限会社として再編することで満州での生産、販売の目処をつけられたとするが、全体に日満合作の統制は明らかに外国資本を冷遇する政策であり、36年になるともはや満州における「門戸開放」は有名無実なものとなったとみなしている⁴²⁾。

そもそも、イギリスは満州について既存の利害維持だけでなく、新たな経済進出をも目指しており、「満州国」承認も経済進出の成果。並びに日中関係の改善。によっては選択肢から完全に排除されていなかったとされる⁴³⁾。1934年英国産業連盟の使節(団長バンビー L. Barnby の名を取ってバンビー使節ともいう)の満州訪問はそのようなイギリスの意欲の一例であり、年次報告でも使節訪問を34年のイギリス・満州関係における最も重要な出来事と位置付けている。しかし、結果は一定の成果もあげることができなかったとする[34, 35年報告⁴⁴⁾]。年次報告は、バンビー使節は余りに短期間の満州訪問で表面的な視察しかできなかった点や「満州国」も事前に使節について下調べしなかった点を指摘するが、それ以上の分析は行っていない。ただ一般に「満州国」は外国からの投資は歓迎するが、統制経済の下、実際には日本の政治的目的に適應するものだけに限っていた点を指摘している⁴⁵⁾。先にみた「門戸開放」の形骸化は「満州国」承認の数少ない可能性を打ち消す結果になったといえよう(なお、1935年

のリース・ロス使節に関する記事は「満州国」報告にはない。

次に経済以外の問題について。全体に、領事ら「公的」レベルの交流はあまり問題ない（他の非承認国の関係者より「待遇」がよいという）が、一般の在留イギリス人と「満州国」当局・日本人の関係は年々悪化したとする。というのも、満州問題に対する西側諸国の政策による日本の「孤立化」への（日本側の）反発、中国人にも嫌悪される（傲慢、無知、島国根性と評される）在満日本人の質の悪さ、在満欧米人の大半が日本語を理解できないことに起因する様々な摩擦が両者の関係悪化につながったとし⁴⁶⁾、34年年次報告から「反外国人」問題を取り上げている。そして当初の「反ユダヤ」、ソ連・白系ロシア人の問題、並びに旅行者のトラブルから年を経るごとに「対象」が拡大されていくようになる⁴⁷⁾。

イギリス人関連では、特にミッションスクール関係が深刻な問題となったとする。すなわち、ミッションスクールの教育内容が日本への愛着や親日プロパガンダ注入を目的とする「満州国」の教育方針に相容れないだけでなく、共産主義や（「満州国」からの）独立思想ともつながりがあり生徒らにそれらを吹き込んでいると日本側、特に関東軍　なお報告で関東軍は一貫してミッションスクールに敵意を抱いているとしている　が見なしたため様々な事件が発生したとする。具体的には34年にはカナダのカトリック系学校、35、36年にはプロテスタント（長老派）系学校が当局の摘発をうけてかなりの数の中国人関係者が逮捕され、一部のミッションスクールは満州から撤退する動きも出たとする⁴⁸⁾。また、36年にはイギリス系の企業・商社に務める数多くの中国人も「共産主義（活動）」の容疑で検挙、虐待を受けたとし、さらにイギリス人も「被害」に遭ったとして、年次報告では35年英米煙草会社関係者が新京で逮捕・拷問されたメイソン事件（Mason case）と36年インド系イギリス人が鉄道付属地で逮捕されたフサイン事件（Husain case）を大きく取り上げている⁴⁹⁾。

「満州国」の対外関係：ソヴィエト・中国を中心に

「満州国」は日本を除き国家承認した国はほとんど無く、その意味で

「満州国」の外交活動は機能停止にあったといってもよい(ただ1936, 37年になるとドイツやイタリア, フランコ・スペインといった「全体主義国」が「満州国」承認の方針になったとする⁵⁰⁾)。しかし, 満州の北にあるソ連や中国国民政府との関係は, 国家承認の有無にかかわらず「満州国」存立に直結する問題であり, 従って年次報告でも「満州国」(関東軍) と中ソ両国との関係について一定のページをさき事実紹介している。

まずソ連との関係についてであるが, 以前の報告と同様, 中東鉄道問題が日本・「満州国」とソ連間の最優先課題であった。交渉は売却額や関東軍の「わがまま」により難航することもあったが, 34年暮れにほぼ妥結し, 翌年ソ連利権の中東鉄道は特にもめ事もなく「満州国」に譲渡された。

しかし, 中東鉄道売却によって 一時的に緊張緩和が実現したと年次報告は高く評価するが 関東軍(報告では「満州国」は省略)とソ連の関係が良好になったわけでないとして, 具体的には「満州国」とソ連及び外モンゴル国境地帯における小規模な衝突(1935年5, 10月)とその後の抗議の応酬, 国境線画定問題をあげている。そして対立の原因は関東軍, ソ連双方にあるが, どちらにより問題があるかといえば関東軍の好戦的態度だとする。すなわち, ソ連も国境地帯にかなりの兵力を配し, スパイを送り, 一部の匪賊を支援しているようだが, 国境線を突破して侵略しようという意図はみられない。これに対し関東軍は今挙げたソ連と同様の行爲を行っている上に, 一貫してソ連への敵愾心を高めようと(本国も巻き込んで)「努力」し(35年は「現状維持」方針のため直ちに実行する訳でないが)実際にソ連攻撃の準備を進めているようだとしている。36年に入ると国境地帯は相対的に落ち着きを見せるが, 以上のような関東軍の態度ゆえ将来ソ連との衝突は回避できないかもしれないとみている⁵¹⁾。

次に中国国民政府との関係であるが, 34年報告で「関東軍は極東においてキングコング(“King Kong”)の役割を演じ, 万里の長城という要塞から中国北部とモンゴルを襲撃すると脅している⁵²⁾」と評するように, ソ連との関係以上に関東軍の好戦的態度を批判的にみている。特に1935, 36年

になると「あるときは威嚇で、あるときは軍事力を背景に」長城を越えての活動を活発にすることで内モンゴルや華北への段階的膨張を図った。具体的には、既に「親日勢力」が拠点を築いていたチャハル省や河北省東部において反日の動きを逐次「討伐」し、国民政府を脅して「緩衝地帯」を設定し、またいわゆる「自治運動」を起こして「自治政府」を「設立」させることで、これらの地域を事実上日本の勢力圏に編入したとしている[いわゆる「華北分離工作」をさす]。結果、「満州国」の正式承認は困難だが、何らかの妥協を図ろうとした国民政府の思惑は雲散霧消し、また34年以来「通車」（鉄道乗り入れ）や「通郵」（郵便の相互取り扱い）を通じ模索された「満州国」と国民政府との経済交流も上手くいかなくなる。以降「自治政府」や緩衝地帯を足場とした日本側の一方的経済「進出」が展開されるようになったという。報告では、関東軍が進めるこのような膨張政策がいつまで続き、中国政府との関係がどう収拾されるかは不透明とするが、楽観的見通しをもつことはできないとみている⁵³⁾。

なお中国との関係でバトラーらが関心を示しているのは、これら中国華北への関東軍の軍事活動について、中国北部駐在の日本軍とは連携するが、本国政府のみならず、本国の陸軍をも無視し独断で軍事活動を行っていることである。というのも本国側は明らかに中国とのこれ以上の摩擦は望んでいないからだという。しかし結局本国側も関東軍の行動を批判することなく全て承認しており、日本は関東軍に引きずられながら中国政府との対立を深めることになったと報告はみている⁵⁴⁾。

以上のように、1934年に始まった「満州国」年次報告は以前の報告と比べ、日本の満州支配の実態紹介にも重点が置かれるようになったが、なお満州をめぐる国際的環境、具体的には満州をめぐる中国・ソ連との関係やイギリス利権の行方も重視されている。例えば、報告では一貫して関東軍の内外の行動に対して厳しいが、それは関東軍が満州で「圧政」を敷いたためというより、むしろ東アジアの国際秩序を攪乱する危険な存在とみなされたためであったということができよう。

・日中全面戦争下の「満州国」 1937年以降の報告

1937年7月7日、北京郊外の盧溝橋での軍事衝突を機に、ついに日本と中国(国民政府)は全面戦争に突入。以後8年間両国は文字どおり泥沼の死闘を繰り広げることとなるが、「満州国」はこの事態にどう対応したのか、またイギリス領事は「満州国」の動向をどうみていたのだろうか。

ところでこの時期の在満州、というか奉天のイギリス総領事は頻繁に交代しており、「満州国」に関する年次報告も毎年作成者が異なっている。前章で触れたように、1935、36年を境に年次報告の分量は急激に減少し、39年報告が最後の年次報告書となっている(なお「日本」年次報告における「満州国」に関する項目・記述は、既に30年代半ばからごく簡単な記事のみになっていたが、1938年以降完全になくなっている)。しかしながら、報告それ自体の内容が、これからみていくように、分量に「比例」して落ちていったとはいえないように思われる。

(1) 1937年：日中戦争勃発直後の報告

日中全面戦争が始まった1937年の年次報告書は2年ぶりにパトラー奉天総領事の作成であり、ゆえに経済面の項目が(情報不足もあって)かなり省略されたこと以外は34、35年報告とほぼ同様の構成内容である⁵⁵⁾。

まず「満州国」全般について、「建国」以来の諸政策により前年には「国家としての安定性」が得られるようになり、将来についての楽観的な見方もでてきたという。とはいえ、日本にとって「防共の壁」としてソ連との間に設定された「緩衝国家(buffer state)」であり、中国関内やモンゴルに進出するための「足場」としての役割も持っている「満州国」は、中国国民政府やソ連との困難な関係を解決しなければ将来がないという現状に変化はないとする。そして今回の日中両国の衝突は、これまでの報告で触れたように、再三にわたった関東軍の「膨張主義的」行動や中国との

平和的解決を許容しない態度を考えると特に驚くべきことでない指摘している⁵⁶⁾（なおソ連との関係は、国境での戦闘こそ発生していないものの、以前からお互い国境に軍隊を置いているうえ、特に日中全面戦争勃発後は北満州、東満州を中心に関東軍が軍備を着々と増強する構えを見せたため緊張状態が高まり、常に戦争の危機にあるとしている⁵⁷⁾）。

戦闘が始まると、関東軍は直ちに（確認できない数であるが）一部の部隊が万里の長城を越え中国華北に侵攻していったが、「満州国」内においては「満州国」政府をはじめ、新聞、協和会（Concordia Society）が中心となって、満州にいる中国人に対し、(1) 日本の中国（国民政府）に対する優位性、(2) 満州で進む「楽土（paradise）」を中国関内へ拡大すること並びに国民政府との関係断絶、(3) 共産主義に反対する共同戦線としての日満支三国の提携関係強化の必要といった簡単な「信条（creed）」を毎日のように繰り返し新聞紙上や集会などを通じて宣伝し、戦果があったときは祝賀行事を開くようになったという。また(2)、(3)に関連して、中国における日本の新たな植民・従属国家として清王朝を復活させる　つまり「満州国」皇帝は、実権はこれまでと同様日本に握られたままだが、とにかく北京に戻り、「満州国」は発展的に再編される　という案が一部の観測として流れているとも伝えている⁵⁸⁾。

これに対し満州にいる中国人の反応は、多くの小作人の場合、土地の収用や例えば道路工事のための労働力の徴集、匪賊の妨害への不満はもっているが「遠くで行われている戦争」には特に関心をもっていない。一方、教育を受けた層は当局の締め付けや報道規制により「反日」的な態度や意見を表には見せないものの、疑いなく関内の中国（政府、人民）に同情している。そのためか当局は今まで以上に共産主義者の検挙やソ連との戦争に備えて白系ロシア人組織の「育成」（並びに疑わしいロシア人の摘発）に乗り出し、中国人への懐柔と監視を強化しているが、かえって中国人の潜在的な日本への憎しみ　新体制＝「満州国」が建国されてから物質的利益の享受や農村の衛生状況の改善が日本の監督のもとで進んだけれ

ども　を増す結果になったとみている⁵⁹⁾。

次に、日中戦争開始によって「満州国」は政治・経済的に危機的な状況、少なくとも不確実さが増したことは確かであり、イギリスにとっても1937年の満州の状況は芳しいものではなかったとする。経済状況については、戦争勃発によってこれまで以上に満州の工業化・戦時体制の構築が急がれるようになり、その点満州の重要性が高まったとはいえる。が、国家財政については生産力向上最優先のため歳出が急増し、健全財政(=均衡財政)の原則が放棄され、特に日本との通商・貿易もバランスを欠くようになる。また経済発展の維持・継続に不可欠といえる外国からの投資も戦争開始で不安定になった状況が落ち着くまで期待できなくなったこともあって、(この年から「5カ年計画」が始まったが)満州経済は確実に悪い方向に向かうようになったとみる⁶⁰⁾。

統治については、この年行われた中央・地方行政の再編成に関し、年次報告では行政機関の名称・機構変更や県制・街村制の公布、地方財政の改定、法令の制定・整備といった「再編」の概要紹介を進めているが、行政再編は「全体主義的(totalitarian)な原理に基づくものであり、また法令の整備は治外法権撤廃に伴う措置であるとする。そして結局これらの改革は日本による「満州国」の統制を効率的かつ強力に行うことをねらったものであり、それは例えば最高責任者をはじめ重要部署は全て日本人が就任している総務庁(General Affairs Board of the State Council)への権限集中がさらに進んだことからあらわれていると指摘する⁶¹⁾。しかし、一方で　先にも触れた満州にいる中国人の根強い反日感情、並びに「満州国」当局・関東軍の掃討作戦にもかかわらず、一部はソ連の支援をうけ、また地域によっては朝鮮人も巻き込んだ匪賊による頻繁な　特に日中戦争開始直後の夏から秋にかけて　襲撃事件により、政情不安は依然として解消されていないとしている⁶²⁾。なお関東軍については、満鉄や三井、三菱といった日本人財閥の間でも人気がないとし、これまでと同様、或いはそれ以上に否定的な評価を下している⁶³⁾。

イギリス関係の問題については、この年は反外国人排斥の動きがいくぶん沈静化し、またミッションスクールに対する当局の態度も本年公布された新学制（当然「満州国」という国家への忠誠心や日本へのシンパシーを涵養する事を目的にしていた）にミッションスクールが順応する姿勢
この方針はとにかく学校を維持するための決定であったが、そのため中国語・日本語以外の言語のテキストは使えなくなり、中国やヨーロッパの歴史は検定済テキストでしか教えられないといったカリキュラム変更など、教育関係の諸法に従い当局の統制に服することを余儀なくされたという
を示したため概して穏やかなものになったという⁶⁴⁾。

しかし、経済的利害については、既に前年報告で「門戸開放」は有名無実になったと見なしていたとはいえ、さらに治外法権の完全撤廃の余波も受けようになったとする。すなわち「満州国」当局はイギリスやアメリカなど治外法権を撤廃していない諸国に対し日本と同様の対応を求めることは保留し、決定を先送りすると表明しているが、実際はイギリスも日本にならうよう様々な圧力がかかった。例えば、満州で活動するイギリス商人に対しさまざまな（日本人並の）税金が課されるようになったり、警察に検挙されたイギリス人に対し当局は治外法権の特権は適用されないと主張したという。そしてイギリスは「満州国」を承認していないのである程度不利益になるのは仕方がないとされ、満州におけるイギリス人の活動、特に商業活動は一層限定的なものになったとみている⁶⁵⁾。

なおバトラーは38年春に奉天総領事を離任後、サンフランシスコ総領事に着任しているが、そのまま第一線を離れたようである。戦時中に外務省調査部で朝鮮に関する報告を出しているが、満州に関わりを持つことはなかった。

(2) 1938年：「親日」外交官(?)の満州報告

1938年バトラーにかわってホワイト(O. White)が奉天総領事に就任した。章で検討したように、ホワイトは1920年代半ばに大連領事として日

本の満州における活動を報告した実績をもち、その後ソウル総領事(1927~31年)として日本の朝鮮支配についても観察・報告していた。このホワイトの奉天総領事就任について、日本側はかなり好意的に ホワイトを「親日派外交官」とみなしていた 受けとめたらしく、前任地(大阪総領事)である大阪での送別会には関西財界の関係者が数多く出席し、今回の人事はイギリスの「満州国」承認につながるものではないかとの観測も流れるほどであった⁶⁶⁾。

さて、ホワイトは「満州国」について38年年次報告で報告しているが、導入部で「満州国」承認国(事実上承認している国も含む)と非承認国との対比の他、1932年以降の「満州国」の「実績」やイギリスを中心とした利権を中心にまとめているように⁶⁷⁾、ホワイトの報告はその年の出来事を振り返るだけでなく、これまでの「満州国」の歩みを整理するものとなっている。そのため37年以前の報告とは構成内容がかなり異なっている。以下、大まかな項目別にホワイトの整理を検討することにしたい。

「満州国の統治」

まずホワイトは議論を始める前に、「アングロ・サクソンの原理」を日本をはじめとするアジアに機械的に適用するのは危険であるとして、日本や中国の独自性を考慮すべきという。従って「満州国」臣民に行動の自由、思考しものを言う自由がないことは、その政府に対し良い印象を持たないだろうが、とにかく我々は彼ら臣民の99%にとって自由は名目的なものであるという事実を認識しなければならない。現地の中国人は大雑把な軍閥から几帳面な日本人への政権交代に嫌悪感をもっているが、同時に「東洋的なあきらめ」でもって適応している事実も知る必要がある。また日本側、或いは中国側が用いる「大げさなフレーズ」についても真に受けるのではなく吟味しなければ統治の実態に迫ることはできないという⁶⁸⁾。

その上でホワイトは、これまでの軍閥政権の失政を批判して登場した「満州国」は「天道(“the Way of Heaven”)」や「王道(“kingly way”)」に基づいた政治を行うと主張したとする。「王道」について、これは政治

システムでなく中国の賢人の格言を組み合わせた原理の声明である。それは臣民の幸福を唯一の目的とする慈悲深き為政者からなる理想国家であり、役人たちは「源（fountain-head）」である為政者からインスピレーションを引き出し、臣民らは快く服従することで幸福を入手するという。ホワイトによると、このような考え並びに動向は近年中国における様々なトラブルの原因になった「共和政」への反動として中国人哲学者が「よく統治され平和であった」という「昔の黄金時代」に戻ろうとしたものという。そして、実際の政府は民主主義に反対の家父長的性格を持つが、大半の人々が自分たちは西洋的システムより東洋的な国の方が向いているとを自認している。さらに新国家の主人となった旧満州王朝（Manchu Dynasty）への忠誠心を持つ中国人を引き付けられるよう計算もしていたという。

しかしホワイトは、現実は今述べた理想とはかなり異なっていると看做す。「満州国」皇帝は単なる主権の象徴にすぎないが、これは多くの君主制に見られることで大したことはない。ところが「満州国」の場合、国家の統治機構全体がフィクションで塗り固められている。すなわち、制度上皇帝を補佐し執務にあたる中国人の大臣が存在するが、日本人からなる次官が大臣と別のネットワークを形成し、「二重政権（the dual system）」となっている。そして日本人次官が国家運営の実権を掌握しており、事実上「満州国」は日本のかいらい政権ないし属国である（日本にとっては国内外の状況を考慮して「満州国建国」の方が完全に併合するより都合がよかったという）。そのため「満州国」は良くも悪くも日本の方針に追随する国であり、「満州国」という国家の理論、理想はますます「宗教」のようになっていったという。

加えて、「満州国」は建国当初から関東軍が日本本国外務省よりも優越的地位にあるが、近年のドイツ・イタリアの統治体制の影響並びに日中戦争開始によってますます軍事政権（military government）の色彩を強め、「文民」に対する「軍事」の優位が際立つようになったとする。また、事実上当局の「下部組織」であり「愛国主義的団体」でもあるという協和会

も様々な方面で影響力をもつ存在として注目している⁶⁹⁾。

「人種・民族 (race) の同化」

ホワイトは「満州国」に関する年次報告でははじめて「同化」 周知のとおり、日本の植民地支配における重要な理念・政策である という言葉を用いている。すなわち、「満州国」には中国人、満州人、モンゴル人、日本人、朝鮮人の五民族からなり、統治の課題は彼らの「同化」であるという。しかし、この課題は実現困難、というか当局もどこまで実現する意志があるのかも疑問とする。中国人と満州人はほとんど区別がつかず一括した方が都合がよいと思われるが、当局は満州人と中国人の違いをことさら主張している。一方(中国人と満州人を一括した)四民族について、力をもってそれぞれの違いを捨て去るよう訓練することはできるかもしれないが、それでもって「一つの幸せな家族」になるというのはとても疑わしいとホワイトはいう。

ホワイトは、満州に住む中国人の商人や農民、朝鮮人農民、モンゴル人遊牧民はそれぞれ自分たちの思うように生きていくことを望んでいる。彼らは独裁政治にも慣れており、政治問題にも特に関心を示さない。ゆえに、当局は彼らの生活条件の向上や民族間の衝突の回避に努めることが必要であり、お互いを尊重して共存することは達成可能な課題であるとする。しかしホワイトはここで移住に伴う民族間の衝突を指摘する。具体的には中国人の西方移住に伴うモンゴル人との衝突、そして日本人の大量移民ちなみに日本の満州移民については満州北東部の開発など成果も出ているが、生活環境の厳しさや中国人農民の反発もあり「実験の成否」を判断するのは時期尚早とする に伴う中国人との衝突であり、ホワイトはこれらの衝突は今後も続くことが容易に予想されるとして「民族の尊重・共存」も不透明であるとする。なおホワイトは満州での日本人について関東軍・資本家から下層農民まで存在するため、彼ら「支配者」と一括してとらえてはいない。ただし軍や警察の振る舞いや大量移民により日本人が人口の大多数を占める中国人の反発を買っていると指摘している⁷⁰⁾。

教 育

ホワイトは満州において「教育」とは若年層への学校教育だけでなく、満州に住む三千万人を対象としたものであるとする。そして「満州国」政府は国家意識を喚起することを教育の目的とし、そのため（1）日満は一心同体の存在であり、（2）市民（citizen）は義務として国家に一身を捧げ仕えなくてはならず、（3）共産主義は大罪（deadly sin）であると主張しているとする。ここでホワイトは、一般に東洋においては個人の権利に基づいたシステムは嫌悪されており、むしろ全体に対する個人の義務が強調される。国家は個人の集まりではなく、逆に個人は「車輪の歯車」のような存在と考えられていると説明する。

そして学校教育について当局は、上記の目的のため、建国当初から初等教育の整備に力を入れ、就学率は34年の10%から現在は倍になったと推測される。無論この数字ではなお不十分な就学状況であるが、新聞や協和会の活動（集会、軍事訓練など）といった各種プロパガンダがいわば「教育」の代替機能を果たしているという。だが、ホワイトはこれら「教育」ないしプロパガンダの成果については懐疑的な見方を示している。というのも、自分の知る限り、満州の人々はこれらプロパガンダに対して無関心な態度を示しており、自ら何かに積極的に行動しようとはしていないからである。結局、現在までのところ彼らが「満州国」という国家に誇りを持てるような状況にはとてもなっていないとみている⁷¹⁾。

宗 教

ホワイトは日本において「国家宗教（The State religion）」は社会組織の重要な部分を形作っていると見なしている。だが「満州国」においては、日本のような国家宗教を作ろうとする動きがあるが、中国に浸透している儒教やモンゴル人の信仰するラマ教への配慮もあり、例えば日本の神道を「満州国」の国家宗教にすることはできないという。また「満州国」政府も、ある時期までは全ての宗教に対し寛容であり、キリスト教の布教活動にも組織的妨害をしようとはしなかった。ところが、神社への参拝を国家

に対する忠誠の証しと見なした一部役人の(神社)参拝要求によって、事態は「危険ライン」に達したとホワイトはみている。キリスト教宣教団体には将来の不安が生じ、ミッションスクールも困難を抱えることになった。現状では、神社参拝は宗教行為でないとする当局の主張にかなりの数の宣教団体は受け入れたが、一部はなお偶像崇拜として参拝を拒否している。もっとも、幸いにも現在のところ深刻な問題となっているところはないとしている⁷²⁾。なおホワイトは神社参拝の是非について何もコメントしていないが、報告内容から推測するに、当局と宣教団体との間での妥協による問題解決を求めているようである。

外国との関係：特にイギリス

先にも少し触れたように、ホワイトは「満州国」の対外関係について承認国と非承認国とに区別して整理・紹介している。ドイツ、イタリア、ナショナリスト・スペイン(フランコ政権)に続きポーランドの承認を得た「満州国」は前年の治外法権撤廃とあわせてようやく(実態はともかく)「独立国家」らしい体裁を整えることができたとし、38年はこの点「満州国」政府にとって満足な年であったとする。一方イギリスはアメリカ、フランスと共に非承認国であるが、日本・「満州国」はこれら非承認国、特にイギリスに対し、非承認に対する報復、例えば満州にある領事館の活動制限を求める強硬意見と承認を勝ち取るまで粘り強く待とうとする意見(日本外務省)があるという。

ホワイトは自分の職務は現在の困難な状況の下でイギリス系商人や宣教師らができるだけ円滑に活動できるようにすることであるとし、様々な交渉や接触の結果、全体として当初の我々の予想より(各方面でのイギリス人の「待遇」について)うまくいったように思われるとしている。ただし「承認問題」が解決されたわけではなく、前述のようなミッションスクールの問題もある。また地方新聞がイギリスを日本のアジア政策を妨害する存在として攻撃しているのも不快な問題である。この攻撃についてホワイトは、知性のない新聞スタッフの問題もあるが、軍(military)が故意に

「育成」したと考えざるをえない140歳未満の若年層の反イギリス感情が背景にあると見なしている（なお「満州国」政府は「門戸開放」や自由貿易の原則尊重はともかく外国事業家との提携を歓迎していたが、内外の状況を考えるとあまりにリスクが大きいため外国人資本家は危険を冒してまで満州に進出しようとはしなかったとホワイトはみている⁷³⁾）。

以上のように、ホワイトの報告は、日本・「満州国」側の立場や歴史的背景にも一定の配慮を示しつつまとめたものといえる。従ってホワイトは「知日」派の外交官であったといえるが、特に日本の行動を是認・支持しているわけではない。「満州国」が事実上日本の属国であると思えず点もこれまでの報告と同様である（従って仮に「親日」であるとしても「親日」の“日”に関東軍は含まれない）。ただこれまでの報告に比べると日本の満州支配への評価がやや甘くなり、将来の見通しが楽観的になっていったということ是可以する。また戦況も含めた中国国民政府との関係に関する記事相変わらず匪賊の活動はさかんであり、また熱河方面からのゲリラ攻撃があったとする記事は載っているが⁷³⁾が非常に少なくなっているのもこれまでの報告とは趣を異にしている（このため全体の分量も大幅に減少している）。

なお、ホワイトは1939年11月天津総領事に着任するため奉天を離れている。恐らく、この年深刻化した天津（租界）をめぐる日英対立の打開のため的人事異動と推測される⁷⁵⁾。奉天総領事任僅か1年半であった。

(3) 1939年報告以降：状況の悪化と抑圧の強化

天津に移ったホワイトに代わって奉天総領事代理になったのは前年にはソウル臨時総領事をつとめていたカーモード（D. W. Kermode）であり、39年年次報告は彼が担当している。

報告はホワイトとは異なり「満州国」の歩みを「回顧」することはせず、その年に起こったことの紹介に徹しているが、「1939年の記録を貫通している荒涼とした話」と評するように、「満州国」・日本にとって、（また後

述するようにイギリスにとっても)非常に厳しい年であったとし、最も目立った出来事としてノモンハンにおける関東軍の威信の失墜、最も深刻なそれとして「5カ年計画」の部分的な失敗をあげている。

まずノモンハン事件について。国境地帯でのソ連との緊張状態は、これまでの年次報告で紹介しているように、日常時であり、本年も相手の配備状況や実力を試すための小規模な急襲や北満州への兵力移動が見られたが、満州の地方在住の日本人もソ連の攻撃を撃退するであろう関東軍の実力に不安は感じていなかったという。「満州国」北西部、外モンゴルとの国境にあるノモンハンの衝突も単なる国境地帯の小競り合いの一つに過ぎなかったが、自らが主張する国境線を侵されることで威信が失墜するのを恐れた関東軍によって事態は急激に拡大したとする。戦闘は5月11日から15日までの第1段階、5月20日から28日までの第2段階、6月17日から9月15日までの第3段階にわかれ、当初は「侵入」してきたという外モンゴル軍を追い払ったが、ソ連が大規模かつ集中的に陸空軍を投入し関東軍の戦略拠点を襲った第3段階になると戦況はソ連有利となる。ソ連の攻撃で大損害を受けた関東軍は夏の終わりまで断続的に反撃し「発表」ではかなりの戦果をあげたというが、極めて限られたソ連側からの情報(タス通信)と照らし合わせてみると、関東軍にとって深刻な戦況を变化することはできなかったと考える方が自然であるとする。結局、9月15日に日本・ソ連間 公式には「満州国」と外モンゴルの争いであるが との間で停戦が成立。この戦闘での関東軍の死傷者は公式には1万8千、ソ連の主張は5万というが、ソ連のいう数字の方が真実に近いのではないかとし、「満州国」側の発表は北満州での防衛に成果があったとするが説得力はないとする。そして、貧弱な戦力・指導力にもかかわらずソ連の軍事的勝利は日本の最強部隊の弱点を暴露することになり、関東軍にとっては大打撃になったとしている⁷⁶⁾(なお、戦闘前後のプロパガンダについても、ソ連は日本・「満州国」より上手であり、防衛的・抑制的な姿勢のソ連に対し、アジアへの侵略を図ろうとする日本の野心を印象づけることに成功したと

いう⁷⁷⁾。

次に「5カ年計画」の部分的破綻について。そもそも当初から機械や技術知識についての満州の現況を考えると、あまりに野心的な計画であってうまく行くとは思えないとする意見があったが、事実（日中戦争激化もあって）その通りになったとする。すなわち、労働力不足が発生し、緊急に必要なとされたドイツから機械製品の引き渡しも当初のスケジュールにあわせて行うことができなくなり、当然必要とされる産業開発も現況に応じて修正せざるを得なくなる。本来「満州国」建設に使用すべきである労働力や原料・資本が現在中国関内で日本がもがいている「底無し沼」へと非効率的に注がれたことに象徴されるように、日本は「円ブロック」のパートナーの利害よりも本国経済を何よりも優先する姿勢も示すようになった。結果、満州における諸物価も当局の統制にもかかわらず上昇を続け、計画はあらゆる方面からうまく行かなくなったとする⁷⁸⁾。

そしてこれらの「失敗」を契機に、というか同時に様々な問題が発生したと報告は指摘する。例えば、中央の産業部並びに地方公共団体（錦州や奉天など）において日本人・中国人役人を問わず大規模な汚職が蔓延するようになり、匪賊の活動は地域によって言いかえれば当局側の統制の徹底度の差に応じて様々であるが、依然として満州全土に出没して反日活動を展開し、又は現地中国人の生活を脅かしている。そして物価高、税金や政治的な徴用も重なることで満州に住む中国人は生活が段々苦しくなり社会不安も生じるようになる。そのため彼らは日本の満州及び中国関内における政策への不満を強くし、さらには中国大陸での日本の活動の失敗を望み、現在の大陸における戦闘状況から満州における日本支配は終焉に向かっているのではないかとの見方も出てくるようになったという⁷⁹⁾。

一方、「満州国」当局・関東軍はこれらの「失敗」を覆い隠すため「スケープゴート」を求めるようになったとする。このうち「5カ年計画」の部分的失敗については、ヨーロッパでの大戦争（第2次世界大戦）開始に

よって機械製品を中心としたドイツとのバーター取引が困難ないし不可能になったことを強調するようになったが⁸⁰⁾、もっと大きな「スケープゴート」に選ばれたのが他ならぬイギリスであったとし、ここに大規模な反イギリスの諸運動が展開されるようになったとする。

「排英」の動きについては、大きく 排英運動、 宣教師の困難、 イギリス臣民の逮捕その他に分かれる。 については、7月に行われた大規模な反イギリスデモンストレーションは完全な失敗に終わったという。というのも確かに「一体となったアジアの意志」や「イギリスをアジアから追い出せ」との主張を新聞紙上や各都市でのデモで展開したが、自発性の乏しい行動や官製集会だったので盛り上がりには欠けていたからという。また協和会がこれらの運動の多くに関わっていたようだが、関東軍の意向を考え違っていたのも失敗につながったとみる。この排英運動の後にはイギリスに対する日本人の態度に改善が見られたという⁸¹⁾。

しかしながら、この改善は 宣教師の活動については関係がなかったようで、この年になって特に各地の宣教団体への抑圧が強化されたとする。間島(朝鮮人多数地域)のカナダ宣教師は地方紙でスパイと決めつけられ、営口のアイルランド長老派は現地警察の圧力で学校の閉校に追い込まれ、スコットランド・アイルランド長老派宣教団体も学校問題で当局と対立したという。学校問題は要するに神社参拝を容認するかどうかが大きな問題であり、全てのイギリス系宣教団体は、来る1940年は「紀元二六〇〇年」であり、特に日本の神道にとって重要な儀式や祭典の際は、今まで以上に神社参拝への圧力がかかりトラブルが続発するだろうと予想し、そのときの対応を考えている。そして結局「学生らを生け贄に捧げるのは潔しとせず」ミッションスクールを自主的に閉校する方向へと向かっていると報告は指摘している⁸²⁾。

については9月ある宣教師が現地人(恐らく中国人)信者に会おうとして「特別防衛ゾーン(special defence zone)」を通り、そこで写真撮影をしたこともあって検挙され、その後釈放に関する交渉にかなりの時間を

要した事件を紹介しているが、報告ではイギリス人の持っているはずの治外法権といった法権についての問題もさることながら、「満州国」では近年防諜関係も含めた様々な領域において統制立法が続々と制定され、徹底した統制国家が樹立されようとしている点に注目している。そして、イギリス資本の経済活動もこれまで以上の制約を受けるようになり、結果「満州国」・日本と商取引は微々たるものになったとしている⁸³⁾。

以上のように、カーモードは1939年になって満州の経済・社会状況は明らかに悪化し、そのためにもさらなる統制が強化されるようになったとみている。なお日中戦争が泥沼化した1939年頃から社会状況が急速に悪化し支配が抑圧的になったとする認識が朝鮮や台湾の各領事報告においても同様に見られる点は注目してもよいだろう（ちなみにカーモードはソウル臨時総領事として38年朝鮮年次報告をまとめているが、その報告で南次郎総督下の「皇民化」政策を「みせかけの平等」として批判している⁸⁴⁾）。また38年報告と同様、中国関内との関係に関する記事がほとんど載らなくなり、ノモンハン事件を除くと満州内部の出来事しか扱わなくなったのも特徴といえよう。

さて、「満州国」に関する年次報告は39年が最後であり、それ以降は原則として年4回提出された政治報告（奉天、ハルピン）が細々と続いている。内容は1939年年次報告とほぼ同様で、（情報不足のため詳細な記事をまとめるのは困難とするが）「満州国」内での生活条件の悪化、当局とイギリス領事の関係は良好だが宣教団体・イギリス資本への圧迫はさらに進んでいること、また（特にハルピンからの情報として）国境地帯でのソ連との関係や匪賊の活動も大きな変化がないことが指摘されている⁸⁵⁾。そしてこれらの報告も、（管見の限り）1941年前半で途切れている（なお1941年7月イギリス、アメリカに対する資産凍結が実施されている）。それから約半年後の12月太平洋戦争が勃発し、奉天、ハルピン、大連の各イギリス領事館は閉鎖されることになった。

補：太平洋戦争勃発後の報告

太平洋戦争勃発により、日本・「満州国」にある全てのイギリス外交施設は閉鎖された。そのため以降の満州に関する外交報告は本国外務省によるものが主となるが、現在までの所なお十分な史料を入手できていない。そこで、より本格的な論考は今後の課題に譲ることにして、ここでは現在入手できている史料・記録から太平洋戦争勃発以降の満州支配に関する重要な報告を簡単にみるにとどめる。

ホワイト元総領事の講演報告

まず1942年11月に元奉天総領事のホワイト（戦争勃発で外務省に戻っていた）が「日本の朝鮮並びに満州統治」に関する講演報告を行っている。

報告内容は日本の満州支配について「建前と実態の乖離」という視点で整理したものと見える。すなわち、はじめに「満州国」建国宣言と治外法権撤廃を挙げ、「満州国」が建前として民族平等を掲げこれまでの圧制からの解放を謳っているが、実際は日本陸軍のでっちあげであって、独立は「神話」に過ぎないとする。そして(1) 満州事変については(リットン報告書に基づき説明し)日本軍の計画的陰謀であった。(2)「満州国」の統治機構は皇帝を筆頭に主に中国人からなる國務総理・國務院が組織されているが、実際は総務庁を拠点とした日本人官僚並びに在「満州国」日本大使も兼ねる関東軍司令官が実権を掌握している。そのため陸軍が支配の中枢にある。(3) 統治理念は儒教に由来するという「王道」(なお内容紹介は38年報告とほぼ同様)という魅力的な教義であるが現実の状況とは無関係なものにすぎない。(4) だだ日本の陸軍軍人の全てが宗教的狂信者ではないが、これまでの彼らの伝統、教育、慣習に規定されて、国家への無条件の献身を要求し、民主主義や思想の自由を「危険思想」として排撃している。(5) そして近年は協和会の発足・活動にみられるように全体主義国家へと傾斜し、新国家はナチスやファシスト・イタリアの「東洋の模倣」であるといえる。(6) さらに「ユートピアであるが人身保護法(Habeas Corpus Act)のない」満州では至るところに憲兵が駐在して常に監視し、弾圧の

用意をしているとする（なお、こうした満州における憲兵の活動は、朝鮮や台湾といった植民地、さらには香港、マラヤ、蘭領東インドといった太平洋戦争での占領地でも同様に展開されていると指摘している）。

ホワイトはその一方で、（朝鮮のケースと同様に）日本の満州支配によって交通手段や教育の改善が見られ、その点は疑う事なく大きな「進歩」があったとする。また多くが中国華北からの移住民である中国人は概して政治に無関心であり、そのため「満州国」建国を支持はしていないが事実上「主人の交代」を受け入れたとも指摘する。しかし結局のところ、近年の戦時体制強化に伴う逼迫もあって、「満州国」は建前における民族平等とは裏腹に、日本人が主人で（中国人ら）他の民族は奴隷、「民族協和」は不本意ながら奴隷への同意、「王道」政府は「反キリスト（Antichrist）」政府になったとまとめている。全体に1938年年次報告よりも厳しい評価だが、特に関東軍に批判が集中している。なお将来の見通しに関する言及はない（ただ中国人についてそもそも産業を運営する能力や忍耐力をもっているが、現在はその能力に見合う地位が得られていないとしている⁸⁶⁾）。

イギリス外務省調査部の報告

1943年7月には朝鮮や台湾に関する報告もまとめている外務省調査部（Reserch Department）が満州（Manchuria）に関する報告を出している。このうち第2部「経済」についてみる。テーマが「経済」であるため、当然のことながら統治機構といった政治・行政に関する項目はなく、気候、人口、交通、産業資源並びに開発、外国投資、村落、戦後の問題についての概要紹介である。このうち興味深い指摘を幾つか挙げてみる。

まず農業について。後で触れる工業化が進展しているとはいえ満州は中国関内と同様になお農業が第一であり、関内に比べると大規模農業が進められている。しかし農民の大半は小作人であるが、彼ら小作人は最初は世界不況の影響、さらに海外（対欧米諸国）市場の喪失や当局の専売政策に基づく安価での収穫物買い占め、インフレーションやコスト高によって苦しめられている。日本側は農業や牧畜（モンゴル人地域が中心という）で

の生産の向上に努めてはいるが、成果は部分的なもの(穏やかな生産上昇)に止まっている。なお、日本から大量の移民が国策として満州に流れ、主に農業を営んでいる(その過程で中国人農民との間でしばしば土地争いが発生した)が、苛酷な気候条件や経済的な困難さゆえ、国家当局の援助なしにはやって行けない状況である。一方、主に間島地方に移住した(日本の朝鮮支配から逃れるための移住が多いとする)朝鮮人は比較的安定した生活をし、中国人農民と競争することもできると指摘している。

工業化については、特に関東軍が戦争目的のために強引に進めたが、「5カ年計画」については戦争の影響で挫折した。重工業化は安い労働力にもかかわらず非常に膨大な金が必要としたが、奉天、吉林、大連といった都市(特に奉天地域)において、軍需産業をはじめ、自動車や鉄道の部品、農業製品、紙、大豆工場ができた。またこれらの産業開発の「基盤」としての水力発電による電気の供給は、日本の行った最も重要な経済的寄与であるといえる。そしてこれら満州の産業開発は日本の敗戦後、当然中国の手に入り、戦後の中国の工業化政策にも(財政や必要な人材確保の面で困難に直面すると予想されるが)大きな貢献をするだろうとみている。

戦後については、満州にとって最大の取引先である日本の一時的ではあるが破滅と敗北により経済問題に直面する。また満州の特産物であった大豆も北米やヨーロッパでの大豆生産の開拓により戦前の水準に戻ることはないとする。このため満州にとっては、これまで日本を除くと最大の通商相手であった中国関内やソ連極東部との関係が重要である。そのためにも、ソ連については良好な政治的関係の構築が必要であるが、満州の中国への政治的再統合については(満州の産業発展もあって)工業・農業の両面で中国に利益をもたらすであろうとしている⁸⁷⁾。

なおこの後のイギリス外務省の報告・記録には、章で紹介した戦後も見据えた満州におけるイギリス利権の調査に関する報告(数種類ある)が重要といえるが、日本の満州支配に関する(特に政治・行政方面の)報告は、現在までのところ見当たらない。

お わ り に

イギリスにとって満州は、巨大な権益を有する中国大陸の中では利害・関心の乏しい地域であるが、日本の直轄植民地であった朝鮮・台湾に比べると高い関心を持ちえた地域でもあった。いささか月並みなまとめであるが、満州に関するイギリスの外交（領事）報告は基本的に今述べたまとめを反映した内容であったといつてよい。以下、「はじめに」であげた視点や問題点もふまえ報告全体の特徴整理を進めていきたい。

まず、「支配の手法・実態」に関する報告が主であった朝鮮・台湾と比べ、満州に関する報告は、いわゆる「勢力均衡」の観点からのものが多いことが特徴的である。すなわち、日本、ソ連、それに中国（軍閥政権、南京国民政府、「奉天政権」）の諸動向を注視しイギリスにとってあるべき東アジアの国際秩序を念頭においた報告が（特に1920年代では）中心を占めている。そして満州に限っていえば、「社会主義」政権であり本来はイギリスにとって潜在的脅威であるはずのソ連が　もちろん、北満州に利権も含めた勢力を維持し警戒すべき存在であるとはいうものの　意外に抑制的態度を保持し続けた存在として評価され、逆に満州事変以降の日本＝関東軍については厳しい評価が与えられている。関東軍への評価についてはまた後で触れることにするが、見方によってはソ連に対する「防波堤」の役割を担っていたともいえそうな「満州国」（とそこでの日本の支配）についてイギリス領事の評価が一貫して辛いのは、中国国民政府やソ連に対する「挑発」姿勢に見られるように、まずは日本＝関東軍が東アジアの国際秩序にとって「攪乱要素」とみなされたためであった。

一方、「支配の実態」の紹介を中心にすえた報告もないわけではない。というより、時期が進むにつれ、特に「満州国」建国以降は「支配の実態」も詳細に紹介されるようになる。これは治外法権と鉄道付属地などで構成される「満蒙特殊権益」より「満州国」を通じた「間接支配」の方が、

日本の影響力行使の実態がよりわかりやすかったという事情もあるだろう。そして年次報告に関していえば、1937、38年を境に「支配の実態」により重点が置かれるようになった(もっとも、「勢力均衡」の視点からの報告も、特に張鼓峰事件やノモンハン事件などで緊迫したソ連と日本・「満州国」の関係の紹介記事を中心に最後まで絶えることはなかったが)。この変化は、満州における「門戸開放」の形骸化や日中全面戦争の開始によって、イギリスの関心がもともと巨大な権益を有する中国関内へと完全に移っていったことが大きいように考えられる。言いかえると、満州についてその経済的、軍事戦略上の利害・関心が希薄になることで、かえって(もともとイギリスにとって関心のうすい地域であった朝鮮や台湾のように)「支配の実態」がより詳しく紹介されるようになったともいえる。

さて、日本の満州支配(ないし政策)に関するイギリス領事らの評価は、20年代については、前述の通り日本の「特殊権益」それ自体が極めて曖昧なものであり「勢力均衡」の観点からの報告が主のため、明快な評価は示されていない。ただ、少なくとも日本の持つ「特殊権益」を否認はせず、産業開発も好意的に見ていた。これに対し満州事変・「満州国」建国以後は明らかに否定的な評価であり、しかも年々厳しくなる傾向が認められる。この点、イギリス領事報告の興味深い特徴として、20年代の報告で日本人勢力の代表として登場する満鉄が満州事変以降の報告になるとほとんど「交通」や「コミュニケーション」の項目にしか登場しなくなり、これと入れ替わるように30年以降関東軍が報告の「主役」として明らかに「悪役」であるが、登場するようになっている。よってきわめて図式的ではあるが、20年代の満鉄を中心とした経済開発には好意的、30年代の関東軍による支配には否定的な評価と整理することもできよう。

そもそも、日本の植民地(朝鮮・台湾)支配について、イギリス外交(領事)報告は一貫して生活基盤整備や産業開発といったいわゆる「植民地近代化」的な政策には高い評価を与えていたが、軍部が前面に出て支配の主導権を掌握することには否定的であった。また大雑把にいうと、1920

年代は産業開発を中心とした「リベラル」な支配、1930年代後半は軍を中心とした「国家主義的」な支配であるともみなしている。この点満州の場合も、今述べたように大まかな評価は朝鮮・台湾のそれと同じであったといつてよい。ただ（20年代の満州と朝鮮・台湾の支配方式の相違はここでは触れないことにして）、30年代の満州における「支配のありよう」についての領事らの理解なり評価は朝鮮・台湾のそれとは相違がみられる。

すなわち、満州に関する領事報告では、まず「建国」して間もない「満州国」の統治形態やイデオロギーに大きな関心を寄せ繰り返し紹介しているが、日本の「かいらい国家」との評価は当然として、匪賊の頻繁な活動からも明らかかなように満州は朝鮮や台湾に比べて遥かに当局の「支配の浸透力」が弱く、ただ関東軍の軍勢力と人口の大半を占める（主に中国人の）農民の政治的無関心によってのみ「満州国」は「国家」として「存立」していたとする。また「王道」のケースで明らかかなように「満州国」の統治イデオロギーについても、実態が無いというか、現実と大きなズレが生じていたことを強調している。以上のように、領事報告は端から「満州国」という国家のありようそのものに否定的な評価を与えており、この点、次に見るような具体的な政策や支配の手法については批判することの多かった朝鮮・台湾のケースとは趣を異にしている。

次にその具体的な政策について。報告では「満州国」の政策について、特に（1）既に触れた関内の中国政府やソ連に対する挑発や膨張政策、（2）主要産業の統制・専売による「門戸開放」の形骸化、（3）教育・宗教問題に端を発した宣教師やミッションスクールに対する、さらに一般外国人への敵視・抑圧政策が特に批判的的となっている。このうち（3）については、周知のように、朝鮮や台湾でも30年代後半から大きな問題となった案件だが、（2）は特に満州において紛糾した問題であった。これはイギリスにとって満州は、（既に長く日本の植民地下にあり日本の「独占物」になったとみなされた朝鮮や台湾とは異なり）小規模ながらも経済的利害を持ち、その地の「門戸開放」がワシントン条約の規定もあって最後まで期待しえた

からである。いいかえれば「門戸開放」への期待・こだわりがあるからこそ、「門戸開放」に消極的とされた)「満州国」=日本への批判もより厳しくさせたということもできよう。結局、報告に拠る限り、日中戦争勃発によってイギリス領事は満州の「門戸開放」をほぼ諦め、同時に満州への関心も喪失するに至る。しかし、関心の喪失によって日本=関東軍の満州支配に対する批判をやむことはなかった。

第三に、関東軍について。前述のように一般にイギリス外交官は軍部が支配の前面に立つことに嫌悪感をもっていたが、満州の場合、満州事変が勃発し「満州国」が建国されると、早々に関東軍は満鉄や日本本国の外務省をも事実上「排除」して支配の中樞を独占し、何よりも軍事が優先される体制になったとする(このため、関東軍に対しては日本人勢力の中でも反発する動きがみられたことを報告では指摘している)。この点、30年代後半になって「外から起こった事件」である日中戦争開始を契機に本国の軍部の圧力もあって軍事優先の「抑圧」体制へと変化したという朝鮮や台湾とは状況が異なる。そして日中の全面衝突もこの関東軍の諸活動に日本本国側が引きずられたための必然的帰結であるとさえイギリス領事はみなしているのがあった。

このようなイギリス領事の理解がどこまでリアルな認識であったかどうかは正直よくわからないところがあり、疑問もないわけではない。ただ満州がイギリスの権益が集中する中国関内への日本の侵略の拠点であったことは確かであり、満州に進出するイギリス人並びに利権への圧迫も含めて領事が日本の満州支配に対して朝鮮・台湾よりも批判的スタンスをとる要因になったといえる。もちろん、当のイギリス領事は植民地支配そのものについては概ね「近代化」や「文明化」として肯定する立場であり、それは彼らの日本による「特殊権益」や産業開発への評価にも反映している。ただ一方でイギリス政府は、中国に統一政権=国民政府が成立すると、自らの権益を可能な限り維持するためにも中国を対等な相手と認め、不平等条約撤廃も含む譲歩を模索し始めたことも事実であり、権益維持を図る日

本に対しても中国の「要求」に歩み寄る必要を指摘していた。こうしたイギリスの姿勢は1920年代後半以降の「関東州」や「中国」それに1934年以降の「満州国」に関する年次報告、さらには国際連盟での「リットン報告書」にもかなりの程度反映していたといえる⁸⁸⁾。しかし、結局日本（関東軍）は、これらイギリスの「助言」を無視する形で敢えて満州事変・「満州国」建国を強行し、そして中国関内へのさらなる勢力拡大をめざして満州を軍事優先・大陸膨張の基地にしていったのであった。

以上のことから、イギリスにとって特に満州事変以降の（「満州国」を介した）日本の満州支配について、「勢力均衡」或いは「支配の手法・実態」いずれの視点から見ても肯定的な評価が与えられる余地は（産業発展へのそれは別にして）ほとんどなかったといえる。最近の研究では日中全面戦争勃発が東アジアをめぐる日本とイギリスの関係、また日本に対する見方を決定的に悪化させた事件であったとする見解が定着しており⁸⁹⁾、日本の植民地支配への評価に関して、朝鮮や台湾については、前述のように年次報告書では日中戦争の開始が支配の「分岐点」であったとみている。そうした中で日本の満州支配（「満州国」）については　もっとも、年次報告を子細に見ると日本（関東軍）の行動が満州に止まり「門戸開放」を維持するのであれば、中国やイギリスとの関係改善はなお可能であるともいうが　日中戦争の開始以前からより厳しい評価が示されているが、それはイギリス外交官（領事ら）からみて、満州が内政や外交の全てにおいて「帝国日本」を「悪い方向」へ向かわせる「元凶」ないし「震源地」と見なされたためということができよう⁹⁰⁾。

- 1) 臼井勝美『満州事変』（中公新書、1974年）、同『満洲国と国際連盟』（吉川弘文館、1995年）、C・ソーン〔市川洋一訳〕『満州事変とは何であったか』全二巻（草思社、1994年）、小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』（吉川弘文館、2002年）、I. Nish, *Japan's struggle with Internationalism*, (London, 1993) など。
- 2) M. E. Denning to F. Lindley, September 19, 1931, F. O. 262/1773 [102/68/31].
- 3) A. E. Eastes to Sir Miles Lampson, September 21, 1931 [102/68/31], "Mukden Political Report for the Quarter ending September 30th, 1931 (A. E. Eastes)", September 28, 1931 [176/68/31] どちらも F. O. 262/1773 に収録。

- 4) F. Lindley to Sir J. Simon, 20 September 1931, *Documents on British Foreign Policy 1919-39*, Second Series, Vol. VIII No. 509.
- 5) Sir Miles Lampson to Sir J. Simon, 10 October, 1931, *Ibid.*, No. 603.
- 6) Memorandum by Mr. Charles relating to Manchuria, October, 1931, *Ibid.*, Appendix II. また外務省極東局のプラット(J. Pratt)も10月に覚書を出しているが、日中対立の原因を整理し、事変以降の日本側の「行動」に批判的見解を示すに止まっている。(Memorandum by Sir J. Pratt respecting Manchuria. The Political background of the present dispute, 12 October, 1931, *Ibid.*, No. 621)
- 7) Memorandum by Sir V. Wellesley relating to British relations with Japan during the Manchurian crisis., 22 December 1931, *Documents on British Foreign Policy 1919-39*, Second Series, Vol. IX, No. 21. なお、この当時イギリス国内は世界恐慌に端を発した政治的危機の時期に当たり、1931年8月これまでの労働党内閣に代わり挙国一致内閣(首相はどちらもマクドナルドであるが、挙国一致内閣成立時に労働党を除名)が発足している(11月にサイモンがレディングに代わって外相に就任)。従って「極東問題」については、外務省担当者(極東局)や現地外交官の情勢判断に依存していた。
- 8) *Kwantung Report 1906-33*, pp. 441-445.
- 9) *China Report 1928-32*, pp. 529-531.
- 10) *Ibid.*, p. 621.
- 11) *Japan Report 1932-37*, p. 14. 1932年年次報告の「対外関係」はリンドレー大使自らの執筆である。クローマーはアララビー・パシャの反乱鎮圧後のエジプトにおいて、カイロ駐在総領事兼エジプト政府顧問(1883~1907年)として事実上エジプトをイギリス保護領とした植民地行政家。なおクローマーについては日本の植民地関係者でもよく知られた人物であり、彼のエジプト統治は日本の満州統治にもよい参考になったともいう。木畑洋一「英国と日本の植民地統治」『岩波講座 近代日本と植民地』第1巻(岩波書店、1992年)参照。
- 12) *China Report 1928-32*, pp. 622-623.
- 13) *Kwantung Report 1906-33*, pp. 462 (1932), 484 (1933).
- 14) *Ibid.*, pp. 480-482.
- 15) *Ibid.*, p. 457.
- 16) *Ibid.*, pp. 457-458, 464 (1932), 478-480 (1933).
- 17) *Ibid.*, pp. 465, 466 (1932), 487, 488 (1933). なお、日本側記録では経済活動が思わしくいかないことから満州にあるイギリス領事館・会社が撤退するとの憶測が流れていた。関東廳警務局長「在滿英國領事館及英國系銀行ノ引揚説ニ對スル大連駐在英國領事及匯豊銀行支配人等ノ否定的言動」1933年4月28日(ここで登場する領事はデニング)。外務省記録『満州国門戸開放関係一件』(E. I. I. O-14)に収録。
- 18) *Kwantung Report 1906-33*, pp. 461-462, *China Report 1928-32*, p. 623.
- 19) *Kwantung Report 1906-33*, pp. 463-464.
- 20) *Ibid.*, p. 459 (1932), pp. 481, 484 (1933). *China Report 1928-32*, pp. 640-641 (1932) 98-100 (1933).

- 21) *Kwangtung Report 1906-33*, pp. 478-479, 484, 492.
- 22) *Ibid.*, pp. 493-495. なお1933年末の外務省覚書では奉天総領事を中国領事経験者から日本領事経験者にかえる方針であるとしている（Memorandum respecting Manchukuo, *Manchukuo Report 1932-35*, p. 5）
- 23) この時期に関する外交史の分野（中国も介した日英関係）での優れた先行研究として、細谷千博「日本の英米観と戦間期の東アジア」同編『日英関係史』（東京大学出版会，1982年），同「一九三四年の日英不可侵協定問題」『両大戦期の日本外交』（岩波書店，1988年），井上寿一『危機の中の協調外交』（山川出版社，1994年），木畑洋一「失われた協調の機会？」，アンソニー・ベスト「対決への道」『日英交流史』第二巻（東京大学出版会，2000年），A. Trotter, *Britain and East Asia* など参照。
- 24) *Manchukuo Report 1932-35*, p. 237.
- 25) *Ibid.*, p. 237.
- 26) *Manchukuo Report 1935-37*, pp. 128, 136.
- 27) *Ibid* [1932-35].. pp. 238 (1934), 474, 480, 481 (1935), *Ibid* [1935-37].. p. 135 (1936).
- 28) *Ibid* [1932-35].. pp. 238 (1934). なおモーランドは「王道」について，単に関東軍の行いを正当化する教義としている。*Ibid* [1935-37], p. 135.
- 29) *Ibid.*, pp. 138-139 (1936), 370-371 (1937). なお満州における治外法権撤廃について，副島昭一「『満洲国』統治と治外法権撤廃」（山本有造編『「満洲国」の研究』緑陰書房，1995年）参照。
- 30) *Manchukuo Report 1932-35*, pp. 237, 239, 240. また，34年年次報告の付属書「南満州鉄道株式会社」でも関東軍によって満鉄の権限が削減されたとしている（*Ibid.*, pp. 281-282）。なお在満州行政機構改革については清水秀子「対満機構の変遷」『国際政治』37号、1968年、馬場明「対満 蒙 行政機関統一問題」『日中関係と外政機構の研究』（原書房，1983年）など参照。ちなみにホワイト領事は在満行政機構問題について，1926年に日本本国に植民省を設置することを提案していた。*Kwangtung Report 1906-33*, pp. 356-357.
- 31) *Ibid.*, pp. 474 (1935), *Manchukuo Report 1935-37*, 128-131 (1936).
- 32) *Ibid* [1932-35].. p. 239.
- 33) *Ibid* [1932-35].. pp. 237, 240 (1934), 476, 477 (1935). *Manchukuo Report 1935-37*, pp. 131, 132.
- 34) *Ibid* [1932-35].. pp. 243 (1934), 481 (1935), *Ibid* [1935-37].. p. 136 (1936).
- 35) *Ibid* [1932-35].. pp. 243, 269 (1934), *Ibid* [1935-37].. p. 136 (1936).
- 36) *Ibid* [1932-35], pp. 243-245 (1934), pp. 473, 481, 482 (1935), *Ibid* [1935-37], pp. 136, 137 (1936).
- 37) 満州における産業開発にかんする議論は *Ibid* [1932-35].. p. 498. 経済「安定」については *Ibid* [1935-37].. pp. 128-129.
- 38) *Ibid* [1932-35].. pp. 262-64 (1934), 498 (1935). なお建国初期の「満洲国」の経済政策と本国との関係について坂本雅子「戦争と財閥」『体系日本現代史』四，（日本評論社，1979年）など参照。
- 39) *Ibid.*, pp. 252, 253 (1934), 489, 490 (1935). 軽油（light oil）問題で特に紛糾したとする。

なお石油統制問題については英修道「満洲石油会社の設立と満洲国の石油統制問題」『門戸開放機会均等主義』(国際協会, 1939年)参照。

- 40) *Ibid.*, p. 252.
- 41) *Ibid.*, pp. 252, 253 (1934), 489, 490 (1935).
- 42) *Ibid.*, pp. 254 (1934), 490-493 (1935), *Manchukuo Report 1935-37*, pp. 142-144. 一方, 日本側の記録では, 1936年イギリス側が權益保護の名目で意図的に「満洲国」の市場・投資問題を政治問題化しようとしていると警戒している。在菅口領事代理(三村哲雄)「駐滿英國領事館ノ滿洲國內市場調査二関スル件」1936年3月13日, 在哈爾賓總領事(佐藤庄四郎)「英國ノ對滿經濟積極進出策二関スル件」1936年5月1日, 外務省記録『満洲国門戸開放一件』(E. 1. 1. 0-14)収録。
- 43) ただイギリス政府が「満洲国」承認をどこまで考えていたかはかなり怪しく(承認する可能性はかなり低かったように推測できるが), 「満洲国」報告・「日本」報告とも「満洲国」承認の是非は論じていない。「満洲国」承認問題については臼井英一「国際法上の不承認と共通利益」(大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院, 1993年)のほかアンソニー・ベスト, 前掲論文[23]の註], A. Trotter, *Britain and East Asia*, Chs. 7, 9も参照。
- 44) *Manchukuo Report 1932-35*, pp. 247, 248 (1934), 484 (1935). なおバンビー使節は, 帰国後報告書をまとめているが, 満洲の経済発展がめざましく, また満洲市場へのイギリス資本が参入できる見込みは大きいと楽観的な見解を示している(日本語訳「満洲国視察報告書」(バーンビー使節団)『中央公論』1935年2月号付録)。
- 45) *Ibid.*, p. 252.
- 46) *Ibid.*, p. 486.
- 47) *Ibid.*, pp. 249, 250 (1934), 486, 488, 489 (1935).
- 48) *Ibid.*, pp. 260 (1934), 473, 487, 488 (1935), *Manchukuo Report 1935-37*, pp. 142, 148 (1936).
- 49) *Ibid* [1932-35].., pp. 486, 487 (1935).
Ibid [1935-37].., pp. 140-142.
- 50) *Ibid* [1935-37].., pp. 128, 137 (1936), 359, 368 (1937).
- 51) *Ibid.*, pp. 129, 138 (1936), *Manchukuo Report 1932-35*, pp. 237, 245-247 (1934), 483, 484 (1935). なお中東鉄道売却問題については中西治「満洲国をめぐる日ソ関係」『ソ連の社会と外交』(南窓社, 1986年)参照。
- 52) *Ibid* [1932-35].., p. 239.
- 53) *Ibid.*, pp. 473, 476-480 (1935), *Manchukuo Report 1935-37*, pp. 132-135 (1936).
- 54) *Ibid* [1932-35].., pp. 474-476 (1935), *Ibid* [1935-37].., pp. 129, 131. なお, 中国関内への膨張を図る関東軍の政策に反対する日本本国側には天皇も含まれていたという(*Ibid* [32-35].., p. 476 (1935)).
- 55) 1936年報告から経済関係の項目が激減し, 代わりに経済関係(財政・通商・農業・工業・交通)の年次報告が1937, 38年に作成されているが, 情報不足による制約は免れなかったようである。なおこの時期の日英関係については, 23)で紹介の文献の他, P. Lowe, *Great Britain and the Origins of the Pacific War* (Oxford, 1971) など参照。

- 56) *Manchukuo Report 1935-37*, p. 358.
- 57) *Ibid.*, pp. 358, 369.
- 58) *Ibid.*, pp. 359, 362, 366-368.
- 59) *Ibid.*, pp. 364-366.
- 60) *Ibid.*, pp. 358-360, 364, 365.
- 61) *Ibid.*, pp. 359, 361, 365, 366.
- 62) *Ibid.*, pp. 364, 366, 367.
- 63) *Ibid.*, p. 361.
- 64) *Ibid.*, pp. 375, 379, 380.
- 65) *Ibid.*, pp. 371-373.
- 66) 兵庫県知事（岡田周造）「駐阪英国總領事轉任二閣スル情報ノ件」1938年3月7日，大阪府知事（池田清）「英国總領事送別会開催二閣スル件」1938年3月30日。両方とも，外務省記録『在本邦各国外交官領事館及館員動静関係雜件 英国之部』第三卷（M. 2. 5. 0. 3-3）。
- 67) *Manchukuo Report 1937-41*, p. 50.
- 68) *Ibid.*, pp. 50, 51.
- 69) *Ibid.*, pp. 51-53.
- 70) *Ibid.*, pp. 56-58.
- 71) *Ibid.*, pp. 59, 60.
- 72) *Ibid.*, pp. 60, 61.
- 73) *Ibid.*, pp. 54-56. なお「満州国」承認問題に関する言及はない。
- 74) *Ibid.*, pp. 53, 54.
- 75) 天津事件とは1939年4月に天津のイギリス租界で親日派中国人が暗殺され，イギリス側が犯人引き渡しを拒否したため，6月中国華北に展開する日本軍（北支那方面軍）が天津租界を封鎖した事件。天津事件については，永井和「日中戦争と日英対立」古屋哲夫編『日中戦争史研究』（吉川弘文館，1984年）参照。
- 76) *Manchukuo Report 1937-41*, pp. 276, 278, 279. ただ本文では，日本側が外蒙古軍を撃退したとなっているが実際は撃退に失敗したとされる。なおノモンハン事件については様々な文献があり，ここでとても紹介できない。とりあえず，アルヴィン・クックス〔岩崎俊夫・吉本晋一郎訳〕『ノモンハンの草原の日ソ戦 1939』全二巻（朝日新聞社，1989年）などを参照。
- 77) *Ibid.*, p. 279.
- 78) *Ibid.*, p. 276.
- 79) *Ibid.*, pp. 277, 280.
- 80) *Ibid.*, p. 276.
- 81) *Ibid.*, pp. 280-282. なお1939年排英運動については，永井和「一九三九年の排英運動」『年報・近代日本研究』五号（山川出版社，1983年）参照。
- 82) *Ibid.*, p. 282.
- 83) *Ibid.*, pp. 282-384.

- 84) *Korea Report 1924-39*, pp. 602-604.
- 85) *Manchukuo Report 1937-41*, pp. 413-419, 423-428, 431-433, 437-439 (1940), 487, 488 (1941)
[以上奉天政治報告], pp. 443-445, 473, 475, 476, 483, 484 (1940), 489, 490, 505, 506 (1941)
[以上ハルビン政治報告]
- 86) O. White, "Japanese Administration of Korea and Manchuria," *Royal Central Asian Journal* 30 (1943), pp.19-36. なおホワイトは1947年外務省を退職している。
- 87) Foreign Office Research Department (Mr. Hudson) to Far Eastern Department (H. Ashley Clarke), "Manchuria Part II Economic," July 15, 1943 (ただし、報告の最終頁には1944年3月18日の日付が記されている) F. O. 371/35963 [F3658/2067/23]. なお、史料の名称からも明らかなように外務省調査部報告には第1部もあり、恐らく行政・統治面の報告であると推測されるが現在のところ発見・入手できていない
- 88) 今回、「リットン報告書」について触れることはできなかった。臼井勝美氏が指摘するようにリットン(イギリス代表)自身はイギリス政府の指示に従っていた訳ではない(臼井勝美『満洲国と国際連盟』)が、報告の内容、すなわち満州を日本を中心とする列強の共同管理下におくという提案は、明らかにイギリスの意向がかなり反映していたと考えられる。(日本)外務省編『日本外交文書』満州事変別巻(1981年)参照。89)例えば、細谷千博, 前掲書, 並びに井上寿一, 前掲書を参照のこと。
- 90) この点, 35年の「満洲国」年次報告は以下のように整理している。「(現在の状況は)日本政府が軍部(the military party)の政治的・財政的要求を受け入れ続けているだけでなく、同時に関東軍も東京の陸軍省(the War Office)の統制から自由になる要求, 満洲の全ての部門(all departments)への支配・統制を強化する要求, 中国北部における冒険的な侵略(hazardous aggression)をあくまでやり通そうとする要求を増大させている」(*Manchukuo Report 1932-35*, p. 472)。